

令和3年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和3年6月15日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告（町長・教育長）

第 5 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について

第 6 報告第 3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告
について

第 7 報告第 4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について

第 8 報告第 5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について

第 9 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について

第10 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について

第11 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について

第12 議案第22号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

第13 議案第23号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
について

第14 議案第24号 新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条
例について

第15 議案第25号 令和3年度新冠町一般会計補正予算

第16 議案第26号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

第17 議案第27号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

第18 議案第28号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

第19 議案第29号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番	武田修一君	2番	中川信幸君
3番	秋山三津男君	4番	氏家良美君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	長浜謙太郎君	8番	酒井益幸君
9番	須崎栄子君	10番	芳住革二君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	原田和人君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	坂本隆二君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	工藤匡君
農業委員会事務局長	山谷貴君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	楫川聡明君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	谷藤聡君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君

建設水道課総括主幹
管理課総括主幹
管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

磯野 貴 弘 君
小久保 卓 君
坂元 一 馬 君
佐々木 京 君
曾我 和 久 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

田村 一 晃 君
伊藤 美 幸 君

(午前9時57分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、武田修一議員、2番、中川信幸議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、6月16日、17日及び6月19日、20日の4日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、6月16日、17日及び6月19日、20日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・副町長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和3年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策等につきましてご報告申し上げます。まず、対策本部会議の開催状況についてですが、町ではこれまでも報告しておりますとおり、昨年2月26日に新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策を講じられるよう体制を維持し、現在に至っております。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大はとどまることなく、5月連休明けからさらに感染が拡大し、北海道においては5月9日に「まん延防止等重点措置」が適用となりましたが、わずか1週間後の16日には、31日までを期間とする「緊急事態宣言」が発令されました。しかし、この期間では新規感染者の拡大は収まらず、6月20日まで期限が延長されております。現在は、新規感染者数は減少傾向にありますが、いまだ予断を許さない状況にあります。日高管内においても同様に、5月連休明けから感染が急拡大し、特に学校関係の新規感染者が相次ぎ、日高東部では保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高校が休業となり、またクラスターの発生も確認されたため、静内農業高校及び静内高校は2度目となる休業措置を取る事態となりました。このような中、当町においてはこども園、新冠・朝日両小学校及び中学校の関係者における感染は発生しておらず、このことは学校関係者と保護者における感染防止行動の徹底や児童・生徒の自主的な登校の自粛などによるものと考えており、感染防止対策にご協力いただいております関係者の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。一方、5月10日に新冠町社会福祉協議会が入居する施設に事務所を構える別団体の職員1名の感染が確認され、町行政の運営と密接な関係にあることから、緊急の対策本部を開催の上対応等を協議し、即日職員全員のPCR検査実施及び業務の停止措置、町が委託する移送サービスの町職員による代替対応、利用者への周知、施設の消毒等を迅速に行い関係者全員の陰性が確認され、混乱やサービスの停滞を招くことなく2日後の12日から業務が再開となりました。また、新冠温泉においても同月14日に浴場の清掃担当従業員1名の感染が確認され、即日同僚の清掃担当従業員8名の抗体検査及びPCR検査を行い、全員の陰性が確認されたことから営業を継続する

旨の報告を受けております。同じく新冠温泉において、同月 20 日に宿泊客 1 名の感染が判明し、その方は長期滞在者であったため、施設内の広範囲にわたる行動があったものと推測し、翌日の 21 日から 23 日までの 3 日間を休館とすること及び全従業員の PCR 検査を実施する旨の報告があり、これを受け従業員による速やかな施設内の消毒作業は困難であると判断し、対策本部から町職員 15 名を派遣して、客室や厨房を含む全館の消毒に当たりました。

次に、当町の感染防止対策ですが、北海道における緊急事態宣言の発令を受け、5 月 16 日から宣言が解除されるまでの間、レ・コード館やスポーツセンターなどの社会教育施設をはじめ、老人憩いの家やパークゴルフ場など、不特定多数の方が利用する町有施設について休館・休業の措置を取り、感染拡大の防止を図っているところです。また、町民向けの感染予防対策として 4 月に 75 歳以上の方を対象に、延べ 11 回目となるサージカルマスクを 1,417 名の方に配布しております。加えまして、消毒用の次亜塩素酸水を引き続き無料で配布しておりますので、町民の皆様にはぜひ活用していただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてですが、日本国内における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、高齢者から先行接種を進めているところですが、当町における接種の状況についてご報告申し上げます。ファイザー社製ワクチンが 5 月 1 日に国保診療所に到着し、ゴールデンウィーク明けの 7 日から医療従事者への優先接種を開始し、高齢者、障害者施設の入所者と従業員及びワクチン接種会場従事者への接種を実施し、5 月 24 日から 75 歳以上高齢者の接種を開始しております。続いて 6 月 1 日からは 65 歳以上の方への接種を開始しておりますが、その接種状況を見定めながら高齢者用ワクチンの残数を用いまして、60 歳から 64 歳の方の接種及び 59 歳以下の基礎疾患をお持ちの方への一般接種へ移行するスケジュールで取り進めております。また、ワクチンの予約に関しましては一部自治体の受け付けにおいて、予約が取れないなどの混乱が生じているところですが、当町におきましてはワクチンが十分に確保されたことを確認の上、新冠町新型コロナワクチン接種コールセンターを設置し、専用ダイヤルによる予約受付を開始いたしまして、一時的に電話が込み合い繋がりにくい状況となったものの、大きな混乱はなく受付対応を行っております。予約受付の状況におきましては 75 歳以上高齢者の予約初日には予約が集中し、対象者の 54%の予約を受け付け、1 週間後には 80%を超える受付状況となりました。なお、65 歳以上の予約受付時からは時間帯で年齢を区切り、よりスムーズに受け付けができる体制とし、こちらも受け付けから 3 日後には 80%を超える予約状況となりました。次に、接種体制についてですが、保健センターを接種会場とした集団接種を国保診療所医師、看護師等のスタッフ体制により 5 月 24 日から 75 歳以上高齢者の接種を開始しております。1 日当たり最大 144 人の接種を行っており、移動手段のない高齢者の送迎も実施する体制で取り組んでおります。また、今後の一般接種に向けましては就労されている方が多いため、土曜日に接種日を設定し実施することで取り進めております。接種当日の急なキャンセルが発生した場合の取り扱いについて

ですが、まず会場に来られている順番待ちの方に繰り上げ接種のご協力をお願いするとともに、町内児童保育施設の職員や小中学校教員などを事前登録した上で、接種呼び出しを行い対応しております。次に、副反応の状況ですがワクチン接種の副反応として発熱、倦怠感をはじめ、接種直後の重篤なアナフィラキシーショックが国内において報告されております。当町の接種会場におきましても、接種後の経過観察中におけるアナフィラキシーショック事例が発生いたしましたが、即時にその方の状態確認を行い国保診療所へ移送し、医療処置及び入院対応を行っております。なお、国保診療所においても対応が難しい状況となった場合の医療機関の受入れ体制についても確保されておりますのでご報告いたします。

北海道に対する緊急事態宣言が引き続き発出されており、町民の皆様におかれましては、いち早くワクチン接種を希望されていることと存じます。町職員一丸となってこの事態に対処しているところでありますし、早期に接種を終えられるよう今後とも取り組んでまいり所存でございます。町民の皆様方におかれましてもマスク着用、手指消毒、三密の回避を実践され、感染拡大防止に努められるようお願い申し上げます。重ねてのお願いとなりますが、新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況にあります。感染者と濃厚接触者、その家族や職場等に対する中傷や非難、差別は決してあってはなりません。私たちは噂や不確かな情報に惑わされないよう正しい理解のもと、このコロナ禍を町民一丸となって克服するため、ぜひとも町民の皆様にはこれらのことにご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、ＪＲ日高線の廃止を受け、バス転換した地域公共交通の現状と各町に交付されるまちづくり支援金について、ご報告申し上げます。令和２年度をもってＪＲ日高線は廃止され、本年４月１日からバス体系による公共交通サービスが始まっております。サービス開始にあたっては、バス運行の利便性保持と将来持続可能性という短期的視点と長期的視点の双方から検討、協議がされ、現時点における利用者ニーズの反映に努めたものとなっております。しかしながら、バスダイヤの再編成によって、週末における通勤利用者の利用に支障が生じるという事案があったため、コミュニティバス等の活用によって利用者の利便を確保しております。また、朝の通学便において、車内の混雑に新型コロナウイルス感染の不安を感じるという声が町に届いた際には、通学便の乗車状況を職員が現地調査し、過密な状況にはないことを確認したほか、バス事業者に対しバス車内の空気浄化の状況等について文書をもって確認し、問題がない旨の回答を得ております。今後は、日高地域広域公共交通確保対策協議会が利用者の声を把握するために、７月にアンケート調査を管内全町民を対象に行い、利用者ニーズの把握と次年度ダイヤ編成の基礎資料にするなど、必要な見直しを繰り返し行うことで利便性の向上に努めて行くこととしております。また、ＪＲ日高線廃止にかかわるまちづくりに目を向けますと、廃止に伴いＪＲ北海道が管内各町に対し協議会を通じて交付する、まちづくり支援金の各町配分額が決定しております。当該、支援金の配分に係る協議は、鉄道があった町となかった町との影響に対する考え方

の整理などの議論を経て、6月7日の公共交通確保対策協議会において決定しました。配分はこれまで管内の共通経費を割当てる際に用いてきた町村会ルールと、駅舎があった町に配慮した鉄道割の双方を併用し定められました。当町の配分額は、管内に交付されるおよそ5億円の支援金の16.1%に当たる8,058万円に決定しております。交付される支援金の使途は制限されていませんので、一たん、ふるさとづくり基金に積み立てし、今後協議によって使途を決めてまいりたいと考えています。新たな地域公共交通はコロナ禍という社会不安の中、スタートしました。利用者が不安を感じる、あるいは支障を来すなどの声には真摯に向き合い、そして迅速、丁寧に対応していくことで、地域に根差した公共交通とすることに努めるとともに、JR日高線の廃止を機としたまちづくり支援については、有効活用の取り組みを進めて行く所存ですので、ご理解をお願いいたします。

次に、町有牧野におけるヨーネ病の発生につきましてご報告申し上げます。町有牧野におけるヨーネ病発生につきましては、令和2年10月以降、2回の日高家畜保健衛生所による血液、糞便検査において全頭陰性の判定を受けておりましたが、本年1月に採取した糞便培養検査において、1頭がヨーネ病の患畜と認められた旨、4月26日付けで通知がありました。清浄化に向けて取り組みを進めている中、誠に残念な結果となりましたが、この結果を真摯に受け止め、北海道日高家畜保健衛生所や獣医師の指導のもと、今後さらに清浄化に向けた取り組みを強化してまいりたいと存じます。なお、本年度の預託牛の受け入れにつきましては、5月末現在180頭の牛をお預かりしているところですが、預託牛の受け入れの際には預託者に、町有牧野においてヨーネ病患畜が発生している旨の事前説明を行っており、預託牛の受け入れの際には放牧地に直接搬入するなど、感染予防対策をしっかりと行っているところでもございます。今後におきましてもさらに、ヨーネ病の清浄化対策に取り組みながら酪農及び畜産農家をはじめ、町民の皆さまに信頼される牧野運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、報告案件6件、一般議案3件、令和3年度各会計補正予算5件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第1回定例会以降の教育行政に関し、2点ご報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について申し上げます。まず、小中学校及び認定こども園の対応についてですが、感染症予防対策として「登校時の健康調査」、「マスクの着用」、「消毒の徹底」、「身体的距離の確保」、「換気の徹底」の5点の取り組みの徹底を図ることを学校及び認定こども園と確認した上で、令和3年度

の学校教育・保育活動をスタートさせたところでもあります。一方で、感染症は全国的に拡大がとどまらないことから、主要行事である修学旅行及び体育祭・運動会における感染症予防の対応について、定例校長会に加え臨時校長会を開催し、新学期の取り組み状況など児童生徒への影響や対応を確認した上で、5月に予定をしておりました新冠中学校の修学旅行を7月に延期したことに加え、5月16日に国の緊急事態宣言が発令されたことから、発令期間中に予定をしておりました体育祭・運動会におきましても、延期措置を講じたところでございます。また、5月14日には道立静内高等学校及び静内農業高等学校におきまして、感染症の罹患者が発生し集団感染が疑われましたことから、町内の学校等への影響にかんがみ、両校に通学しPCR検査の対象となりました生徒がいるご家庭に対し、登校・登園自粛のお願いをさせていただきましたところ、中学生32名、小学生15名、認定こども園6名、合計53名の自粛をいただいたところでもあります。加えて、子育て支援センターにおきましては町対策本部会議において、国の緊急事態宣言期間中の休館が必要と判断されましたので、5月16日から6月20日までの休館といたしました。なお、休館期間中の個別事情による保育要望には対応させていただいております。今後の状況によりましては、さらなる感染防止対策を講じることも想定されますが、保護者はもとより、町民の皆さまには集団感染予防の観点や子どもの健康保持に向けての対応でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会教育の対応について申し上げます。はじめに、放課後の児童の活動場所として学校教育と深く係わりがあります、児童館事業についてでございます。子どもたちの自主性と創造性を養う自由な遊びの場、安全で快適に活動できる場である児童館は新年度を迎え、例年同様、小学校低学年を中心に多くの児童が利用し、子どもたちの放課後の生活サイクルを形成する居場所として機能していたところではありますが、緊急事態宣言の発令後は他の公共施設と同様に、原則休館の措置をとらせていただいております。一方、児童館は学童保育の機能も有しておりますことから、休館期間中におきましても保護者の就労等により、やむを得ない事情による児童の受け入れは個別に対応しており、事業の実施に際しては児童への手洗いや手指消毒の指導、施設内換気の徹底や活動場所を分散させるなど、感染対策には十分留意しながら運営しているところでございます。

次に、レ・コード館や町民スポーツセンターをはじめとした社会教育施設の対応でございます。昨年からのコロナ禍における社会教育施設の利用に際しましては、マスク着用や手指の消毒、検温などの体調管理、換気の徹底や空気清浄機の設置など、基本的な感染対策に利用者とともに気を配りながら、可能な限り活動の場を提供してきたところでもあります。各施設は文化団体やスポーツ団体を中心に多くの町民に利用されておりましたが、現在は休館措置により各団体等の活動も休止されている状況にあります。施設再開の折には、さらなる感染対策の強化に努めながら、多くの町民に生涯学習活動の充実やスポーツを通じた健康づくりのために、利用していただきたいと考えております。次に、今年度計画しております社会教育課の主催事業についてでございます。昨年度から実施しておりますコ

コロナ禍においても、感染リスクの少ない動画配信事業につきましては、専門的技術や知識を持った町民を講師とした生涯学習講座「日曜大工と家庭菜園講座」やスポーツ青少年係による「自宅でできる運動メニュー」など、引き続き配信事業を展開しております。また、郷土資料館においてはSNS等を活用し、判官館森林公園に咲いている草花の様子をタイムリーで紹介する事業を新たに開始し、図書プラザにおいても町民に限定した「予約貸出サービス」を実施するなど、緊急事態宣言下においても町民の生きがいや学習意欲の向上につながるよう各種事業を展開しているところでございますが、社会教育事業の根幹であります町民参加型の学習会や体験型の主催事業につきましては、現状では実施が難しい状況にあります。休館期間中に予定しておりました事業には、高齢者を対象とした「いきいき大学」の学習会や郷土資料館主催の「ふるさと再発見講座」、スポーツ事業では「親子運動教室」など、さまざまな町民参加型の事業がございましたが、まずは開催時期を延期することを前提に検討しておりますので、実施が可能な状況となった際には、再度、町民の皆様へ開催のお知らせをしていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染の収束が見えない現下においては、町民の生涯学習活動の拠点であります社会教育施設を長期間にわたり休館せざるを得ない状況であり、町民の皆さまには大変なご不便をおかけしているものと考えているところでございますが、今後の感染状況を慎重に注視しながら、感染予防に配慮した施設運営と事業運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、新冠町高等学校通学支援制度の見直しについて申し上げます。新冠町高等学校通学支援制度は、高等学校へ修学する生徒の保護者に対し、通学費の経済的負担の軽減と修学機会の確保を図ることを目的に、令和2年度から新ひだか町内の高等学校に公共交通機関を利用し通学する高校生を対象に、節婦駅及び大狩部駅から新冠駅までの区間における通学費の補助を実施してきております。本年4月1日をもって、JR日高線の鉄道事業が廃止されましたことに伴い、新ひだか町内の高等学校へ新冠からバス定期券を利用し、通学する高校生の通学経費が増額負担となりましたことから、経済的負担の軽減を図る必要があるものと判断し、現行制度を拡充する内容で2点の見直しをさせていただきました。

1点目は、新冠・静内間における通学定期券運賃に対しまして、これまでの鉄道定期券運賃とバス定期券運賃を比較した上で、1カ月あたり3,000円を補助することといたしました。2点目は、高校2年生及び3年生で、令和2年度に鉄道定期券を利用しておりました高校生に対し、在学期間中JR北海道から年度毎に10カ月分の差額補償をされておりますことから、これを差し引いた2カ月分を補助することといたしました。現在、当町から新ひだか町内の高等学校へ通学する高校生は87名おりますが、高等学校を通じ定期券利用者を確認いたしましたところ、バス通学生は32名となっております。なお、本制度は4月に遡って適用することとしておりまして、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、私は5月7日に招集されました本年第2回臨時会におきまして、任命同意をい

ただいたところでございますのでお許しをいただき、本年度の教育行政の執行に関する考え方についてふれさせていただきます。教育はこれからの将来を担う子どもたちの基盤であり、どんなに時代が変わろうとも心の中にふるさと新冠を抱き、自分の良さ、可能性を信じ、さまざまな人々と協働し、変化の激しい時代を乗り越えていく力を育むことが大きな使命だと考えております。第2回臨時会において鳴海町長は、所信表明で思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現に向けた基本姿勢として、「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」を掲げられました。私は、まずこのことを念頭に置き、今後の教育行政を推進してまいります。次に、令和3年度の教育行政執行方針につきましては、本年第1回定例会で前山本教育長が示された執行方針を継承し、学校教育では「感染症対策の徹底による教育活動の推進」、「小中学校の適正規模・適正配置基本計画の推進」、「新学習指導要領の完全実施」、「幼小中一貫教育の具体的方針と交流活動の推進」の4点、社会教育では「町民憲章とReの精神を意識した社会教育の推進」、「感染症対策の徹底による各種事業活動の推進」の2点を柱とする最重点目標を基本としてまいりたいと存じます。それらの教育行政推進にあたりまして、現在終息の見えないコロナ禍にあります。安心・安全を第一に、昨年度培った経験をもとに充実に向け、さらに工夫を図ってまいります。また、未来を担う子どもたちがたくましく生き抜く力や、町民の方々が心豊かに生きがいを感じられるような社会教育事業を推進し、展開してまいります。

以上、教育行政推進の基本的考えを申し上げましたが、町部局との連携深め、議会にもご助言を賜りながら、開かれた教育行政を推進してまいりますので、なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 報告第2号

○議長（荒木正光君） 日程第5、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、日程第7、報告第4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 報告第3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営

状況の報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和 2 年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和 3 年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

お手元に配付の報告第 3 号資料によりご説明します。当該資料につきましては、去る 5 月 25 日開催の株主総会において承認、可決されたものでございます。主な内容について説明させていただきます。2 ページをお開きください。令和 2 年度事業報告について概要を申し上げます。全期の項目、主に 1 行目から 4 行目までの記載になります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大きな減収となったものの、国からの移転補償金及び持続化給付金並びに加盟団体である全国乗馬クラブ振興協会からの臨時助成金等、およそ 1,300 万円の事業外収入があったことから、今期純利益は 26 万 3,081 円を計上しています。次に、第 29 期の決算状況についてご説明いたします。4 ページの貸借対照表をご覧ください。貸借対照表資産の部、流動資産計 5,923 万 4,878 円、固定資産計 216 万 7,389 円、資産合計 6,140 万 2,267 円です。負債の部、流動負債計 593 万 6,840 円、負債合計も同額です。純資産の部、株主資本計 5,546 万 5,427 円、純資産合計も同額です。負債と純資産の合計は、資産合計と同額の 6,140 万 2,267 円です。次に、5 ページの損益計算書をご覧ください。純売上高合計 9,902 万 6,473 円、売上原価 4,950 万 2,358 円、販売費及び一般管理費 6,252 万 6,546 円、営業損失は 1,300 万 2,431 円となっておりますが、今期においては先ほども申し上げました、国からの移転補償費及び持続化給付金並びに全国乗馬クラブ振興協会からの助成金等の雑収入として、1,355 万 8,289 円がありましたので、営業外費用を含め法人税等を差し引いた当期純利益は、下段に記載のとおり 26 万 3,081 円となっております。次のページ、6 ページが販売費及び一般管理費の内訳です。7 ページが製造原価報告書となっております。8 ページをお開きください。株主資本等変動計算書です。下段の純資産合計の段をご覧ください。当期末残高は 5,546 万 5,427 円となっております。次に、飛びますが 13 ページをお開きください。13 ページは、令和 3 年度事業計画についてです。概要を申し上げます。冒頭 1 行目から 2 行目に記載ありますように、継続的に人流を抑える政策が取られる中、観光客の入込増の期待要因が全くない状況にありますとして、厳しい経営環境の中、事業計画として以下の段に記載あります、隣接施設との連携強化をはじめ、6 項目の事業展開を計画し健全経営に努めるとしてあります。次に、15 ページをお開きください。収支予算に係る見積損益計算書です。収入の部、右から 2 つ目の欄令和 3 年度予算収入合計 9,500 万円、対前年実績比 1,758 万 8,000 円の減。支出の部ですが、令和 3 年度予算額の合計が 9,457 万円となっており、令和 3 年度益金は下段の欄にあります 43 万円となっております。16 ページは、乗馬クラブの見積損益計算書。17 ページは、道の駅の見積損益計算書です。説明は省略させていただきます。

以上が、報告第 3 号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてです。

引き続き、報告第 4 号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告をさせていただきます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社新冠ヒルズの令和 2 年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和 3 年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり、提出するものがございます。

お手元に配付の報告第 4 号資料によりご説明します。当該資料につきましては、去る 6 月 3 日開催の株主総会において承認、可決されたものでございます。主な内容について説明させていただきます。2 ページをお開きください。令和 2 年度営業概況報告について概要を申し上げます。4 行目以降の記載になります。新型コロナウイルス感染症の影響が経営を直撃し、GOTO キャンペーン事業により一時的な回復はあったもののキャンペーン事業の休止、そして再度の緊急事態宣言などの影響から各部門の売り上げは、低迷が続いています。特に、レストラン事業における宿泊者の朝食・夕食売り上げの低下、個人及び各種団体の宴会等がほとんどなく、結果として売り上げは大きく減少し、3 期連続赤字計上となりました。2 ページから 4 ページにかけてそれぞれの部門ごとに売上高、利用実績等を総括していますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。次に、第 23 期の決算状況についてご説明いたします。10 ページの貸借対照表をご覧ください。貸借対照表資産の部、流動資産計 7,158 万 3,086 円、固定資産計 1,782 万 2,392 円、資産合計 8,940 万 5,478 円です。負債の部、流動負債計 2,225 万 4,391 円、固定負債計 6,500 万円、負債合計 8,725 万 4,391 円です。純資産の部、株主資本計 215 万 1,087 円、純資産合計も同額です。負債と純資産の合計は資産合計と同額の 8,940 万 5,478 円です。次に、11 ページの損益計算書をご覧ください。純売上高合計 1 億 9,373 万 9,459 円、売上原価 3,876 万 9,053 円、売上総利益は 1 億 5,497 万 406 円です。販売費及び一般管理費 2 億 412 万 7,330 円。売上総利益から販売費及び一般管理費を差引いた営業損失は、4,915 万 6,924 円です。営業外収益は指定管理各種受託料など計 3,294 万 6,600 円、営業外費用は指定管理業務各種費用など計 1,831 万 2,130 円、営業外収益から営業外費用を差引き、営業損失と法人税を除算した当期純利益は下段に記載しています、当期純損失 3,470 万 2,665 円です。12 ページは、販売費及び一般管理費の内訳となっています。13 ページをお開きください。株主資本等変動計算書です。下段の純資産合計の段をご覧ください。当期末残高 215 万 1,087 円となっています。次に、15 ページをご覧ください。令和 3 年度営業計画の概要ですが、主に 3 行目から 7 行目までの記載にありますように、再度の緊急事態宣言そして不要不急以外の外出自粛要請等、感染症の収束が進まない状況下、諸経費の節減等を図りつつ収益確保に取り組む営業計画としています。次に、19 ページをお開きください。令和 3 年度営業予算ですが、予算額の欄売上高の計は、2 億 3,209 万 7,000 円を計画し、最終的な経常利益は下段に記載があります、19 万 9,000 円を見込んでいます。20 ページは、その他費用内訳書です。後刻、ご覧いただきたいと思っております。

以上が、報告第 4 号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてです。よろしくお願いたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号、第4号については、報告のとおり受理することといたしたいと思いを。

◎日程第8 報告第5号

○議長（荒木正光君） 日程第8、報告第5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 報告第5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況についてご報告いたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社日高軽種馬共同育成公社の令和2年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和3年度事業計画及び予算に関する書類につきまして、令和3年5月28日を基準日として書面開催されました第49回株主総会にて、承認・可決された内容に基づき、お手元に配付いたしました報告第5号資料により、ご報告いたします。

資料の1ページをお開きください。令和2年度事業実績報告でございます。1事業概要でございますが、育成公社の主要事業となります。預託事業につきましては、大口預託者の頭数増加や新規預託者18名からの受け入れもあり、一般預託と中期育成を合せた入厩頭数の実績は1,339頭で、計画を109頭上回りました。貸馬房につきましても実績頭数は1,415頭で、こちらも計画を45頭上回り、年間を通じて順調に推移しました。この結果、預託事業全体の売上高は3億4,070万3,000円で、前年から2,633万9,000円の増加となり、近年の売り上げ平均額を大きく超える好成績となりました。育成馬の競走成績につきましては、本年度も多くの競走馬が中央や地方、海外競馬場で好走し優秀な成績を収めました。主な成績は記載のとおりでございます。業務関係では質の高い調教を目指し、機構改革や騎乗員の増員による調教体制の充実に努めるとともに、老朽化した施設や建物補修に係る計画を見直し、必要最低限の営繕を行いました。この結果、本年度の決算は税引き前当期剰余金として4,618万4,000円を計上し、法人税等を差し引いた後の当期純利益は2,899万6,000円を計上することができ、財務体質の改善が図られております。2ページから3ページは主要な行事を掲載しております。説明は省略させていただきます。4ページは預託馬の月別入厩頭数、5ページは貸馬房の月別馬房状況など、6ページは役員一覧と役・職員の構成表、7ページは貸借対照表、8ページから12ページまでは貸借対照表の明細となっております。後刻ご覧いただきたいと存じます。収支決算について、損益計算書でご説明いたしますので、13ページをご覧ください。損益計算書でございます。まず、営業損益の部では売上高として、預託料収入から社宅貸出収入までの本年実績額の合計、3億4,070万3,349円から売上原価の材料費から馬具その他仕入までの合計額2億6,009万4,009円を差し引き、ここから一般管理費4,356万2,757円を差し引いた営業利益は、3,704万6,583円でございます。この金額に営業外収入の合計額1,068万7,532円を加え、営業外費用の合計額92万2,876円を差し引いた経常利益は、4,681万1,239円で、ここ

から特別損失 62 万 6,873 円を差し引き、さらに法人税等 1,718 万 8,400 円を差し引いた当期純利益は、2,899 万 6,056 円でございます。14 ページから 16 ページまでは損益計算書の明細になります。説明は省略させていただきます。17 ページは株主資本等変動計算表、18 ページは個別注記表、19 ページは監査報告が記載されています。後刻、ご覧いただきたいと存じます。20 ページをお開きください。令和 3 年度事業計画でございます。

1 基本方針でございますが、育成公社といたしましては引き続き預託者からの信頼を高め、預託頭数を安定的に維持していくことを目標に、強く・走る馬づくりと預託馬の競走成績の向上を目指し、中期育成からセリ馴致、本格調教までを一貫して行うとともに、職員の調教技術のさらなる向上を図ってまいります。令和 3 年度の一般預託事業につきましてはトレーニング、コンサイナー等を含め年間 1,252 頭を計画し、中期育成事業については年間 80 頭、貸し馬房については 6 厩舎、1,402 頭の計画を樹立して、事業の精査と支出の抑制に取り組み、役職員一丸となった健全経営に一層の努力をいたします。本年度は、職員住宅に上水道の単独布設を行うほか、老朽化した厩舎の付帯施設や馬場などの整備を行い、充実した育成管理体制を図るとともに、馬主や調教師との一層の連携を深め、情報交換を積極的に行いながら営業力の強化を進めてまいります。2 事業実施計画は記載のとおりでございます。21 ページは預託事業計画書になります。説明は省略いたします。収支計画につきましては、22 ページの損益計算書でご説明いたします。営業損益の部では売上高として、預託料収入から社宅貸出収入までの本年予算額の合計を 3 億 4,051 万 4,000 円で計画し、ここから売上原価として材料費から馬具その他仕入までの合計額 2 億 8,041 万 5,000 円を差し引き、さらに一般管理費 4,791 万 6,000 円を差し引いた営業利益を 1,218 万 3,000 円で見込みました。この金額に営業外収入の合計額 428 万 4,000 円を加え、営業外費用の合計額 81 万 6,000 円を差し引いた経常利益を 1,565 万 1,000 円で見込み、ここから法人税等の見込み額 532 万 1,340 円を差し引いた、当期純利益見込み額を 1,032 万 9,660 円で計画いたしました。23 ページから 25 ページまでは、損益計算書の明細となります。説明は省略しますので、後刻、ご覧いただきたいと存じます。

以上が、有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況でございます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第 5 号については、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 9 報告第 6 号

○議長（荒木正光君） 日程第9、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由を説明申し上げます。

令和2年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。繰越明許費は予算が成立して事業を執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することができるもので、別紙に記載の事業につきましてはいずれの事業も令和2年度内に完了しないことから、翌年度に繰り越したものです。繰り越しに当たっては、地方自治法施行令第146条第2項の規定において、歳出予算を翌年度に繰り越した時は翌年度の5月31日までに繰り越し計算書を調整し、次の議会に報告しなければならないとされており、繰越計算書の調整を終えたことから、本定例会で報告するものです。1ページをお開きください。令和2年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業638万円は、社会保障税番号制度システム整備により実施する事業ですが、国からの指示により事業費全額を繰り越したものです。4款衛生費、1項保健衛生費、コロナワクチン予防接種事業2,590万円は、ワクチン接種が令和3年度になったことから、関係予算を繰り越したものです。5款農林水産業費、1項農業費、農道保全対策事業負担金522万円は、芽呂地区道営農道保全対策事業に係る執行残について、北海道より事業の推進を図るため翌年度への繰り越しについて要請があったことから、路上再生の路盤工延長120メートル及び附帯工について繰り越したものです。9款教育費、2項小学校費、新冠小学校プール上屋シート購入事業154万円は、2月15日から16日の強風により破損した新冠小学校プールの上屋シートについて、発注から2カ月程度要し、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越したものです。これらの事業はいずれも第1回定例会において、繰越明許費の議決をいただいたもので、事業費の合計金額3,947万8,000円のうち、3,904万円を令和3年度に繰り越しております。これらの財源は国・道支出金3,228万円、町債520万円、一般財源156万円となっています。

以上が、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の提案理由です。ご審議賜り、報告のとおりご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第6号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第10 報告第7号

○議長（荒木正光君） 日程第10、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 繰越明許費繰越計算書について提案理由を申し上げます。

令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。次のページをお開きください。令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書ですが、翌年度に繰り越した事業は、2款施設費、1項施設費、事業名・金額は、水道施設維持工事423万5,000円です。2月15日から16日の降雨の影響により地下ポンプ室に雨水が侵入し、冠水したことにより故障した美宇野尻地先増圧ポンプについての更新するための工事です。年度内に工事が完了できないことから翌年度へ繰り越したもので、事業の金額は429万円、翌年度繰越額は423万5,000円です。一般財源となっております。

以上が、報告第7号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第7号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第11 報告第8号

○議長（荒木正光君） 日程第11、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由を申し上げます。

令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。次のページをお開きください。令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定

繰越明許費繰越計算書です。翌年度に繰り越した事業は、1款総務費、1項一般管理費、恵寿荘内窓改修工事337万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し実施するもので、26カ所を樹脂サッシに交換する工事でございます。恵寿荘暖房用ボイラー交換工事1,122万円、暖房用ボイラーの老朽化により故障が頻発し、使用に耐えないことから交換するものでございます。いずれも年度内に工事が完了できないことから翌年度へ繰り越したもので、事業の合計金額は1,716万6,000円、翌年度繰越額は1,459万8,000円です。

以上が、報告第8号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第8号については、報告のとおり受理することにいたします。

◎日程第12 議案第22号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第22号 新冠町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 議案第22号 新冠町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

改正内容につきましてはお手元に配布しております、議案第22号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧願いたいと思います。1提案理由ですが、令和3年度税制改正の大綱に沿って地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日施行の部分については、新冠町税条例を専決処分により一部改正を行い、5月7日開催の第2回臨時会において、報告・承認を受けたところでありますが、施行日が令和4年1月1日以降の部分について、今回所要の改正を行うものでございます。2改正内容ですが、今回は個人町民税関係で3点ございまして、①特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しですが、特定公益増進法人等に対する寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するもの。②セルフメディケーション税制の延長ですが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和4年度までとなっていました。③非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しですが、国税における国外居住親族の扶養控除の見直しを踏まえ、個人町民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶

養親族から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって、次のいずれにも該当しない者を除くもので、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、障がい者、その納税義務者から前年において生活費、または教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者となっております。次に、附則でございますが、第 1 条 施行期日の関係ですが、この条例は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、③の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いについては、令和 6 年 1 月 1 日とする。第 2 条 経過措置の関係ですが、①の特定公益増進法人等に対する寄附金制度の見直しについては、施行日以後の支出について適用、③の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いについては、令和 6 年度以後の年度分の個人町民税について適用するもので、それぞれ適用の前の部分については従前の例とするものです。

以上が、議案第 22 号 新冠町税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 22 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2 番（中川信幸君） 改正内容の個人町民税関係ということで、1 番の特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しについて、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○議長（荒木正光君） 原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 特定公益増進法人等という部分でございますが、これにつきましては社会福祉法人だとか、私立学校法人、独立行政法人等々が該当になる部分でございます。こちらの方に例えば一定額以上寄附された場合、今までは例えば出資に関する部分だとか、運営に関する部分をあわせて寄附金した場合に、両方とも税の控除が受けられるといったものでございますが、今後につきましては出資に係る部分については、税金の控除の対象から外れるといったことの内容でございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2 番（中川信幸君） そしたら今まで我々も社会福祉協議会に出資というか、寄附みたいなことしているのですけど、それが今度認められないという考え方でよろしいのですか。

○議長（荒木正光君） 原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） あくまでも寄附はするは、出資にはならなのではないかなというふうに思っておりますので、それは従前どおり取り扱われるのでないかというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 22 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 23 号

○議長（荒木正光君） 日程第 13、議案第 23 号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田税務課長。

○税務課長（原田和人君） 議案第 23 号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和 3 年度の税制改正において、地方税法施行規則をはじめとする省令や個別通知等におきまして、提出者の押印等を定めている地方税関係書類について、押印等を削除する改正がございました。このことを踏まえまして、新冠町固定資産評価審査委員会条例に定めております、審査申出人の押印等を要しないこととする所要の改正を行うものであります。改正内容につきまして、3 ページの新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、新旧対照表で説明させていただきます。第 4 条、審査の申出ですが、第 4 項、改正前、審査申出書には審査申出人が押印しなければならないとなっておりますが、この第 4 項を削り、5 項及び 6 項をそれぞれ 1 項繰り上げるものでございます。第 8 条、口頭審理ですが、第 5 項、改正前、口頭審理の際に提出する口述書において、提出者の署名押印しなければならないとなっている部分を削るものでございます。2 ページに戻っていただきまして附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 23 号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 23 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 23 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 24 号

○議長（荒木正光君） 日程第 14、議案第 24 号 新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めようとするものでございます。このたびの条例改正は、北海道が定める令和 3 年度アイヌ住宅改良促進事業費補助金交付要綱に規定されております、住宅新築資金の貸付限度額が令和 3 年 4 月 1 日より、760 万円から 780 万円に引き上げられたことに伴い、同要綱を参考としております当該条例の条文の一部を改正しようとするものでございます。それでは、新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表により説明申し上げますので、2 ページをお開き下さい。新冠町アイヌ住宅改良等資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表、第 4 条、貸付けの限度でございしますが、貸付限度額を 760 万円から 780 万円に改めようとするものでございます。1 ページへお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上が、議案第 24 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 24 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号

○議長(荒木正光君) 日程第15、議案第25号 令和3年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時56分

○議長(荒木正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き議案25号 令和3年度新冠町一般会計補正予算の説明を続けます。

佐藤総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第16 議案第26号及び日程第17 議案第27号

○議長(荒木正光君) 日程第16、議案第26号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第17、議案第27号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第18 議案第28号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第28号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第29号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第29号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時45分 散会）